

東武会NEWS

東武会NEWS
No.2112
平成21年12月発行



埼玉県の緊急経済対策

平成21年度9月補正予算が可決されました。

埼玉県の緊急経済対策～県民の暮らしを守り、事業者の活動を支援します～ 100年に一度とも言われる世界的な金融資本市場の混乱が、私たちの生活や事業を直撃しています。このような状況の中、県では平成20年11月25日より「緊急経済対策本部」を設置し、県民生活の安定と経済の活性化のため、全庁を挙げて必要な対策に取り組んでいます。さまざまな施策を用意しておりますので、是非ご活用ください。(埼玉県庁HPより)

緊急経済対策からのピックアップ (抜粋)

平成21年度は次の3つの資金を創設し、中小企業の資金繰りを支援します。

■セーフティ緊急融資

- ・対象 経済産業大臣指定の業種を営み、売上げや利益率が減少するなどしている中小企業者
- ・内容 運転資金(5000万円以内)を低利(年1.3%)で融資

■要件緩和型経営安定資金

- ・対象 売上げや利益率が減少(見込みを含む)している中小企業者
- ・内容 運転資金(5000万円以内)を低利(年1.8%以内)で融資

■予約貸付

- ・対象 3年以上継続して同一業種を営むなどの要件を満たす中小企業者及び中小企業組合
- ・内容 事前に審査を受けておくことで、運転資金(2000万円以内)が必要などきに速やかに金融機関の所定利率で融資

困りごと無料相談会

行政書士東武会では困りごと無料相談会を開催しております。日常生活やご商売での困りごと、お気軽にご相談ください。

公共施設相談会 開催日程 (ご予約不要)

12月9日(水) 9:00～16:30	新座市民会館
1月21日(木) 9:00～16:30	新座市民会館
2月23日(火) 9:00～17:00	富士見市民文化会館
3月10日(水) 9:00～17:00	志木市民会館

事務所相談会 開催日程

～毎月第4土曜日～
(予約制・1日8組まで)
ご予約はTEL/FAX、メールにて

12月19日(土) 9:00～18:00	東武会事務所
1月23日(土) 9:00～18:00	東武会事務所
2月27日(土) 9:00～18:00	東武会事務所

資金繰り 無料相談会

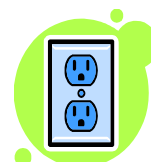
「東武会資金繰りサポート」では、中小企業経営者様の資金繰り相談に応じております。資金繰り無料相談会は上記事務所相談会と同日・当会事務所にて行っております。ご予約はTEL・FAX・メールにて

今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

当会主催の困りごと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております。



父の代から電気工事業を経営しております。以前はそれなりに売上もありそこそこの利益もありましたが、ここ数年は価格競争の結果利益が出ず、昨年からの急激な景気悪化で資金繰りが極端に悪くなり、銀行も融資申込に渋い対応です。昨年度の年商4億円程度、従業員5名です。何か方法はありますか？



さて前号の続きですが、総額借入1億円 年間返済元金20,000千円の場合、この20,000千円は何もしなくても資金手当て(新規借入)を行う必要があります。そのためにはまず既存の借入の区分けの方法です。

通常中小企業の有利子負債借入は①金融機関の自前貸付(プロパー) ②保証協会付融資③政策金融公庫(旧国金) 大区分があり、その下に①には担保のとり方、例えば不動産担保、預金担保、それ以外等の区分、②は一般枠、特別枠等の区分、③にも一般保証、特別保証等の区分があります。

資金繰りを考える上で大切なのは、自社にとって最も良いバランスを上記の区分の中でとることです。

①については複数行との取引がある場合は行別に区分の必要があります。次に行うのは各区分の中で過去のピーク残高を調べることです。例えそれが数年前の残高であっても過去のピーク残高は資金調達力の大きな参考になります(同時に決算数値の問題もありますがそれは別述します)。次に区分内の借入の純度を調べます。純度とは例えば不動産担保の場合現在での担保価の計算であったり、保証協会付特別保証は現在でも制度としてあるのか等です。又、保証協会付融資(一般)の場合その保証割合の計算も必要です。(次号へ)

なるほど！ 行政書士

「全国の住民票1枚から」

安定した中小企業の資金繰りには普段からのサポートが必要で、東武会資金繰りサポートでは元金融機関職員で行政書士・FP・宅地建物取引主任者が「中小企業資金繰り無料相談会」を毎月開催しています。

行政書士 東武会

事務所の所在地 埼玉県新座市東北1-6-28 電話 048(487)2014
ご案内 (内藤行政書士事務所内) ファックス 048(299)3240
ホームページ: <http://www.toubukai.net> メール: info@toubukai.net

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。